

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引きによる納付） について

平成20年4月から、世帯主（納税義務者）様の年金からの天引きによる国民健康保険税を納めていただく「特別徴収」が実施され、以下の条件に全て当てはまる世帯は、偶数月に支給される年金から天引きの形で国民健康保険税を納めていただくこととなります。

なお、条件に当てはまる方は自動的に特別徴収に切り替わりますので、手続きは不要です（納付書による納付はできません）。

- ①世帯主が国民健康保険に加入している。
- ②世帯内の国民健康保険の加入者全てが65歳以上74歳以下である。
- ③年額18万円（月額1万5千円）以上の年金給付を受けている。
- ④介護保険料が特別徴収されている。
- ⑤国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の1/2以下である。

【地方税法第706条第2項、地方税法施行令第56条の89の2第3項1号～3号、市条例第14条】

1. 特別徴収の金額（仮徴収から初めて特別徴収が開始される場合）

【地方税法第718条の8第2項、市条例第19条】

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度の国民健康保険税額を
6で割った額（年度途中の加入
の場合を除く）×3回

本年度の国民健康保険税額から、仮徴
収で納めていただいた税額を差し引いた
残りの税額を3で割った額×3回

2. 特別徴収による納付を希望されない場合

【地方税法施行令第56条の89の2第3項4号】

特別徴収による納付を希望されない場合、以下の手続きを行っていただくことにより、「口座振替」による納付に変更することが可能です。

ただし、特別徴収を中止するためには、年金保険者等との事務処理の都合上、下記スケジュールのとおりとなります。

特別徴収中止可能月 (年金支給月)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
申出書受付期限	1月末	3月末	5月末	7月末	9月末	11月 末

★上記の受付期限日が土・日・祝祭日にあたる場合は、その前の平日が受付期限日となります。

◎口座振替による納付に変更される場合の手続

① 納付方法変更申出書(※)の提出

提出先:市役所税務課または白里出張所

(※)ご希望の方は申出書を送らせていただきます。下記問い合わせ先に連絡願います。

+

② 口座振替手続きを済ませていること

市指定の金融機関で口座振替依頼の手続きをお願いします

(必要なもの:預金通帳、通帳の届出印)

市役所税務課窓口でのみ、キャッシュカードと暗証番号で口座振替の手続きを行うことが可能です

口座振替受付サービスを利用できる金融機関

・・・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行、JA山武郡市

注) 特別徴収(年金からの天引き)の場合は、手続き不要です。

【問い合わせ先】 (平日のみ 8:30~17:15)

税務課市民税班 0475-70-0321